

へき地手当

根拠法規及び通知文書	<ul style="list-style-type: none"> 公立学校職員の給与に関する条例第15条 職員の給与の支給等に関する規則第5条の6 へき地教育振興法第5条の2 公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正等について（通知） へき地等学校等を指定する規則の一部改正について（4高教福第19号） 																				
手当の概要	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地や離島その他の地域に所在する公立の小学校及び中学校（へき地学校、へき地に準ずる学校）並びに共同調理場に勤務する職員に支給される手当です。																				
手当の沿革	<p>国の給与法に定める手当ではなく、へき地教育振興法に基づく手当であり、昭和33年にへき地教育振興法の一部が改正され、従来、特殊勤務手当として支給されていたものが「へき地手当」として支給されることになったものです。</p> <p>また、昭和35年には、給与法の一部改正により、遠隔地手当（のちの特地勤務手当）とへき地手当はそれぞれ別のものとして明確化され、さらに、昭和45年給与法の一部改正に伴うへき地教育振興法の一部改正により、へき地学校に準ずる学校に対しても、へき地手当を支給すること及びへき地手当に準ずる手当が支給されることとなり、現在に至っています。</p>																				
支給要件	県の条例で指定するへき地学校並びにへき地に準ずる学校及び共同調理場に勤務する職員に、その勤務する間支給。																				
支給額	<p style="text-align: center;">(給料月額十扶養手当) × 支給割合</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="6">へき地学校及び共同調理場</th> <th rowspan="2">へき地学校に準ずる学校及び共同調理場</th> </tr> <tr> <th>級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給割合</td> <td>3/100</td> <td>5/100</td> <td>7/100</td> <td>14/100</td> <td>18/100</td> <td>1/100</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日～</p>	へき地学校及び共同調理場						へき地学校に準ずる学校及び共同調理場	級	1級	2級	3級	4級	5級	支給割合	3/100	5/100	7/100	14/100	18/100	1/100
へき地学校及び共同調理場						へき地学校に準ずる学校及び共同調理場															
級	1級	2級	3級	4級	5級																
支給割合	3/100	5/100	7/100	14/100	18/100	1/100															
支給手続	届を提出することなく自動で支給																				

Q	<p>同じ学校に勤務しているA教諭（平成14年4月1日赴任）とB教諭（平成17年4月1日赴任）は、給料の号給は同じなのにへき地手当の月額が違います。どうしてでしょうか。</p>
A	<p>平成17年3月24日付けの高知県教育長通知文書にあるように、へき地手当の見直しがされ、平成17年4月1日から施行になりました。 従って、平成17年4月1日以後に異動になった職員は改正後の支給割合が適用になります。 また、平成16年度末においてへき地手当の支給を受けていた職員については、公立学校職員の給与に関する条例第15条（5）にあるように、新手当の月額が旧手当の月額に達しないこととなるものについては、平成16年度末日に勤務していた小学校、中学校又は共同調理場に引き続き勤務する場合、新手当の月額が旧手当の月額に達するまでの間、旧手当の月額に相当する額のへき地手当が支給されるとなっていますので同じ学校に勤務する職員で号給が同じであっても、へき地手当の月額が違ってきます。</p> <p>※但し、同じ年に赴任し、同じ号給であっても $(\text{給料月額} + \text{扶養手当}) \times \text{支給割合} = \text{支給額}$ なので、扶養手当の額によりへき地手当の月額が違ってきます。</p>
根拠法規 及び 通知文書	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校職員の給与に関する条例第15条 ・職員の給与の支給等に関する規則第5条の6 ・へき地教育振興法第5条の2 ・公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正等について（通知） （平成17年3月24日 16高教職第1421号）

別表第1(第2条関係)

へき地学校等

1 級地	2 所在市町村	3 小学校、中学校及び共同調理場	4 指定日	
1級	室戸市	佐喜浜小学校	令和4年4月1日	
		佐喜浜中学校	//	
	安芸市	東川小学校	昭和47年5月1日	
		川北小学校奈比賀分校	平成17年4月1日	
		東川中学校	昭和47年5月1日	
	土佐市	北原小学校谷地分校	昭和34年4月1日	
	宿毛市	橋上小学校	令和4年4月1日	
	土佐清水市	布小学校	昭和34年4月1日	
		下ノ加江小学校	令和4年4月1日	
		窪津小学校	平成28年4月1日	
		足摺岬小学校	平成2年1月1日	
		貝ノ川小学校	昭和34年4月1日	
		布中学校	//	
		下川口中学校	昭和47年5月1日	
		貝ノ川中学校	昭和34年4月1日	
1級	四万十市	大用小学校	平成17年4月10日	
		竹屋敷小学校	//	
		川登小学校	//	
		津野川小学校	//	
		下家地小学校	//	
		大用中学校	//	
		竹屋敷中学校	//	
		大川筋中学校	//	
	安芸郡	東洋町	甲浦小学校	平成2年1月1日
		甲浦中学校	//	
		野根中学校	//	
		馬路村	馬路小学校	昭和34年4月1日
		馬路村	馬路中学校	//
1級	吾川郡	いの町	勝賀瀬小学校	平成16年10月1日
			柳瀬小学校	//
			清水第一小学校	//
	仁淀川町	池川小学校	平成22年4月1日	
		別府小学校	//	
		池川中学校	//	
		仁淀中学校	//	
		仁淀川町学校給食共同調理場	//	
	高岡郡	中土佐町	矢井賀小学校	平成18年1月1日
			大野見小学校	平成22年4月1日
			大野見中学校	//
			中土佐町立学校給食センター	//

1級	高岡郡	橿原町	橿原小学校	昭和47年5月1日
			橿原中学校	昭和46年6月1日
			橿原町立学校給食橿原共同調理場	昭和58年4月1日
		津野町	精華小学校	平成28年4月1日
			中央小学校	平成17年2月1日
			東津野中学校	//
			葉山中学校	平成28年4月1日
			津野町立東津野学校給食センター	平成17年2月1日
		四万十町	米奥小学校	平成22年4月1日
			若井川小学校	平成18年3月20日
			田野々小学校	令和4年4月1日
			大奈路小学校	平成18年3月20日
			北ノ川小学校	//
			十川小学校	//
			昭和小学校	平成22年4月1日
			北ノ川中学校	平成18年3月20日
			十川中学校	//
			昭和中学校	平成22年4月1日
			大正中学校	令和4年4月1日
			四万十町立大正学校給食センター	令和4年4月1日
			四万十町立十和学校給食センター	//
	幡多郡	黒潮町	拳ノ川小学校	平成22年4月1日
			馬荷小学校	平成18年3月20日
2級	安芸市		上尾川小学校	昭和34年4月1日
			上尾川中学校	//
	土佐清水市		下川口小学校	平成28年4月1日
			常六小学校	平成17年4月10日
	四万十市		片魚小学校	//
			勝間小学校	//
			須崎小学校	//
			片魚中学校	//
			本川小学校	平成28年4月1日
	安芸郡	東洋町	大川小学校	平成22年4月1日
			大川中学校	//
	吾川郡	いの町	本川小学校	平成16年10月1日
			長沢小学校	//
			中追小学校	//
			上東小学校	//
			本川中学校	//
			中追中学校	//
		仁淀川町	長者小学校	令和4年4月1日
	高岡郡	四万十町	興津小学校	平成28年4月1日
			興津中学校	平成28年4月1日
	幡多郡	黒潮町	鈴小学校	平成18年3月20日

3級	安芸市		古井小学校	昭和47年5月1日	
			古井中学校	//	
	四万十市		藤ノ川小学校	平成17年4月10日	
			大宮小学校	平成22年4月1日	
	安芸郡	馬路村	魚梁瀬小学校	平成22年4月1日	
			魚梁瀬中学校	//	
	吾川郡	いの町	越裏門小学校	平成16年10月1日	
			清水第二小学校	//	
4級	宿毛市		沖の島中学校	平成16年4月1日	
5級	宿毛市		沖の島小学校	平成28年4月1日	
			宿毛市立沖の島学校給食センター	平成28年4月1日	

全部改正〔平成22年教育委員会規則3号〕、一部改正〔平成18年教育委員会規則15号・19年1号・5号・17号・21号・20年3号・10号・21年11号・15号・22年10号・23年4号・16号・23号・24年3号・7号・8号・9号・25年6号・10号・11号・27年7号・28年5号・28年80号〕

別表第2(第3条関係)

へき地学校に準ずる学校等

所在市町村	小学校、中学校及び共同調理場	指定日
宿毛市	橋上中学校	平成28年4月1日
土佐清水市	中浜小学校	平成28年4月1日
	益野小学校	平成8年1月1日
	三崎小学校	平成2年1月1日
四万十市	本村小学校	平成22年4月1日
吾川郡 いの町	吾北小学校	平成23年4月1日
	三瀬中学校	平成16年10月1日
	いの町立吾北給食センター	平成28年4月1日

全部改正〔平成22年教育委員会規則3号〕、一部改正〔平成19年教育委員会規則1号・5号・20年10号・21年15号・23年4号・16号・25年11号・26年5号・22号・27年7号・28年5号・28年80号〕

別表第3(第4条関係)

特別の地域に所在する学校等

所在市町村	小学校、中学校及び共同調理場	指定日
四万十市	西ヶ方小学校	平成22年4月1日
吾川郡 いの町	上八川小学校	平成22年4月1日
	吾北中学校	//
幡多郡 大月町	大月小学校	平成22年4月1日
	大月中学校	//

全部改正〔平成22年教育委員会規則3号〕、一部改正〔平成21年教育委員会規則15号・23年4号・23号・24年3号・25年6号・28年5号・28年80号〕

28 高教福第 80 号
平成 28 年 4 月 18 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長
(公印省略)

へき地等学校等を指定する規則の一部改正について（依頼通知）

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則（以下「改正規則」という。）が平成 28 年 3 月 29 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されましたのでお知らせします。

へき地学校等を所管する市町村におかれましては、該当校に対して周知ください。

また、改正規則の施行によりへき地学校等の級地が下がる、又はへき地学校等でなくなる学校等に施行日の前日から施行日以後も引き続き勤務する職員に支給されるへき地手当及びへき地手当に準ずる手当について、当該学校に勤務する間は、施行日の前日に支給されていた手当月額に相当する額を支給する経過措置を設けていますので、併せて周知くださいますようお願いします。

へき地手當に準ずる手当

根拠法規 及び 通知文書	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校職員の給与に関する条例第15条の2 ・職員の給与の支給等に関する規則第5条の6 ・へき地教育振興法第5条の3 ・へき地手當に準ずる手当及び特地勤務手當に準ずる手当の取扱いについて（通知）（平成13年12月18日 13教職第449号） ・「へき地手當に準ずる手当及び特地勤務手當に準ずる手当の取扱いについて（通知）」の一部改正について（通知）（平成17年3月24日 16高教職第1419号） 				
手当の 概要	へき地学校等への異動に伴い、住居を移転した職員又は職員の勤務する学校等が移転してへき地学校等に該当することとなった場合、これに伴って住居を移転した職員に一定期間支給される手当です。				
手当の 沿革	<p>昭和33年にへき地教育振興法の一部が改正され、従来、特殊勤務手当として支給されていたものが「へき地手当」として支給されることになりました。</p> <p>また、昭和35年には、給与法の一部改正により、遠隔地手当（のちの特地勤務手当）とへき地手当はそれ別のものとして明確化され、さらに、昭和45年の給与法の一部改正に伴うへき地教育振興法の一部改正により、へき地学校に準ずる学校に対しても、へき地手当を支給すること及びへき地手當に準ずる手当が支給されることとなりました。</p>				
支給要件	<p>へき地学校等に異動したために住居の移転を余儀なくされた職員。（自宅に居住する場合を除く）</p> <p>※原則として異動後の学校の中学校区へ移転した場合。但し、適切な住居がない場合にあっては、当該市町村又は隣接の市町村内に住居を移転した場合で、特に市町村教育委員会が認める職員についても支給可能。</p> <p>【支給期間】</p> <p>異動に伴い住居を移転した日から起算して3年に達する日まで。</p> <p>※技術、経験等に照らし、3年を超えて引き続き異動等直後の学校に勤務させることが必要であると任命権者が認めた職員にあっては6年。</p>				
支給額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">5年に達するまでの間</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">（給料月額+扶養手当）×4／100</td> </tr> <tr> <td>5年に達した後</td> <td style="text-align: right;">（給料月額+扶養手当）×2／100</td> </tr> </table>	5年に達するまでの間	（給料月額+扶養手当）×4／100	5年に達した後	（給料月額+扶養手当）×2／100
5年に達するまでの間	（給料月額+扶養手当）×4／100				
5年に達した後	（給料月額+扶養手当）×2／100				
支給手続	<p>「へき地等学校に勤務する職員の住居届」・・・すみやかに地教委へ提出</p> <p>添付書類・・・住民票</p> <p>借家契約書等の写し</p>				

Q	<p>へき地校に異動になり、校区内に転居しました。 自己都合により再転居した場合、へき地手当に準ずる手当は引き続き支給されますか。</p>
A	<p>現住居より勤務校に近くなる、遠くなる、いずれの場合も自己都合で再転居をする場合は支給されません。 また、新築・購入等により自宅に居住することとなった場合も支給されません。</p> <p>※支給要件の喪失届を提出</p> <p>但し、やむを得ない理由（借家等の修繕により転居を行う必要がある場合、災害等により借家等の転居を行う必要がある場合等）により再転居をする場合は引き続き支給されます。</p>
根拠法規 及び 通知文書	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校職員の給与に関する条例第15条の2 ・職員の給与の支給等に関する規則第5条の6 ・へき地教育振興法第5条の3 ・へき地手当に準ずる手当及び特地勤務手当に準ずる手当の取扱いについて（通知）（平成13年12月18日 13教職第449号） ・「へき地手当に準ずる手当及び特地勤務手当に準ずる手当の取扱いについて（通知）」の一部改正について（通知）（平成17年3月24日 16高教職第1419号）

根拠となる法令等

へき地教育振興法 昭和29年6月1日法律第143号

(へき地手当等)

第5条の2 都道府県は、条例で定めるところにより、文部科学省令で定める基準を参考して条例で指定するへき地学校並びにこれに準ずる学校及び共同調理場（以下「へき地学校等」という。）に勤務する教員及び職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された教員及び職員（次条第1項において「再任用教職員等」という。）を除く。）に対して、へき地手当を支給しなければならない。

2 へき地手当の月額は、文部科学省令で定める基準を参考して条例で定める。

3 へき地学校等が当該学校に勤務する教員及び職員に対し地域手当が支給される地域に所在する場合におけるへき地手当と地域手当との他の手当との調整等に関し必要な事項は、文部科学省令で定める基準を参考して条例で定める。

第5条の3 都道府県は、教員又は職員（再任用教職員を除く。以下「教職員」という。）が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は教職員の勤務する学校若しくは共同調理場（以下この条において「学校等」という。）が移転し、当該移転に伴って教職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等がへき地学校等又は特別の地域に所在する学校等で文部科学省令で定める基準を参考して条例で定めるところにより、へき地手当に準ずる手当を支給しなければならない。

2 都道府県は、新たにへき地学校等又は前項の規定により条例で指定する学校等に該当することとなった学校等に勤務する教職員のうち、同項の規定による手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、文部科学省令で定める基準を参考して条例で定めるところにより、同項の規定に準じて、へき地手当に準ずる手当を支給しなければならない。

16高教職第1421号
平成17年 3月24日

各市町村（学校組合）教育長 様
各 県 立 学 校 長 様

高 知 県 教 育 長

公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正等について（通知）

平成17年3月17日に公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が可決され、また、関連する人事委員会規則等も改正されました。

主な改正等の概要是下記のとおりですが、条例及び規則の改正内容の詳細は、平成17年3月29日付けの県公報に登載される予定です。

なお、市町村(学校組合)教育委員会にあっては、管内学校にも周知くださいるようよろしくお願ひします。

記

1 公立学校職員の給与に関する条例の一部改正

（中略）

（2）諸手当の見直し

ア へき地手当

指定された小学校等に勤務する職員に対し支給されるへき地手当について、支給割合を次のとおりに改めたこと。

級地	支給割合	
	改正後	改正前
1級地	100分の3	100分の8
2級地	100分の5	100分の12
3級地	100分の7	100分の16
4級地	100分の14	100分の20
5級地	100分の18	100分の25
準ずる学校等	100分の1	100分の4

（中略）

4 施行日

平成17年4月1日から施行する。

13教職第449号
平成13年12月18日

各市町村（学校組合）教育長 様
各 県 立 学 校 長 様

高 知 県 教 育 長

へき地手当に準ずる手当及び特地勤務手当に準ずる手当の
取扱いについて（通知）

職員が学校を異にして異動し当該異動に伴って住居を移転した場合又は、職員の勤務する学校が移転し当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校又はその移転した学校がへき地等学校等及び特地県立学校並びに準特地県立学校（以下「へき地学校」という。）に該当するときに支給されるへき地手当に準ずる手当及び特地手当に準ずる手当の支給については、公立学校職員の給与に関する条例の規定により支給することとなりますがこの認定の基準等については、下記のとおり取扱うものとします。

なお、これに伴い、へき地手当に準ずる手当及び特地勤務手当に準ずる手当の取扱いについて（昭和50年4月21日付50義第75号、50教高第110号）は廃止します。

また、各市町村（学校組合）教育委員会におきましては、貴管内の学校に対しても周知徹底をお願いします。

記

- 1 原則としてへき地学校の所在する市町村内又は隣接する市町村内へ住居を移転した場合に支給できるものとする。
2 当該異動の日から1年以内に住居を移転した場合に限り支給できるものとし、住居移転の日が当該異動の日から1年を越えている場合は、異動に伴う住居の移転とは認めない。
ただし、病気休暇、休職又は、天災地変等真にやむを得ない事情により住居の移転ができなかった場合はこの限りではない。
- 3 異動または学校移転に伴って住居を移転した後再び住居の移転をした場合は、へき地学校の所在する市町村内又は隣接する市町村内へ住居を移転した場合に限り引き続いているものとみなして支給できるものとする。
- 4 新採用職員についても同様の取扱いとする。
- 5 期限付任用教職員についても新採用職員との関係を考慮のうえ正規職員に準じて取扱うものとする。
- 6 異動または学校移転に伴って住居を移転した場合、手当を受給している職員が転居した場合及び住居の移転を伴わずに新たなへき地学校へ異動した場合には、別紙様式によって、すみやかに届出なければならない。
- 7 支給は、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始するものとする。
ただし、届出を受理した日が、これに係る事実の生じた日から15日以内の場合は、その事実の生じた日から開始するものとする。
- 8 届出する場合は、小・中学校にあっては、市町村（学校組合）教育委員会を経由して、また県立学校にあっては、直接、教職員課給与班へ提出するものとする。
- 9 この取扱いは、平成14年1月1日から適用する。

16高教職第1419号
平成17年 3月24日

各市町村（学校組合）教育長 様
各 県 立 学 校 長

高 知 県 教 育 長
(公印省略)

「へき地手当に準ずる手当及び特地勤務手当に準ずる手当の取扱いについて（通知）」の一部改正について（通知）

へき地手当に準ずる手当及び特地勤務手当に準ずる手当の取扱いについては、条例、規則で定めるもののほか、平成13年12月18日付け13教職第449号「へき地手当に準ずる手当及び特地勤務手当に準ずる手当の取扱いについて（通知）」によることとしていますが、平成17年2月2日付けの「教職員団体交渉の結果等について」でお知らせしましたとおり、手当の支給対象者の見直しを行うこととしたことから、標記通知を別紙のとおり一部改正し、別紙のとおりとしましたので取扱いにご留意ください。

また、各市町村（学校組合）教育委員会におきましては、貴管内の学校に対しても周知徹底をお願いします。

記

○主な改正内容

項目	新	旧
支給対象となる地域	原則としてへき地等学校等の存する地域の中学校区の範囲	原則としてへき地等学校等の存する市町村又は隣接する市町村
上記地域の特例	中学校区に居住すべき適切な住居がない場合で中学校区外の最寄の住宅に居住する場合にあっては、市町村教育委員会等が認める場合にのみ支給が可能	無
支給対象となる住宅区分	いわゆる自宅の場合は該当しない	住宅区分は問わない
新規採用者（期限付職員を含む）の取扱い	異動には該当しないため、手当の対象とならない	手当の対象として取り扱う
再移転の場合の取扱い	原則として自己都合による移転後の再移転は認めない	支給対象となる地域への再移転は認める
添付書類	住民票の写し 借家等の契約書写し	住民票の写し

**へき地手当に準ずる手当及び特地勤務手当に準ずる手当の
取扱いについて（通知）にかかる留意事項等**

高知県教育委員会事務局
教職員課

- 1 通知の記1に記載する「自宅」とは、自ら居住するための住居を有償により借り受けているもの（以下「借家等」という。）以外の住居をいう。
借家等には、職員自らが契約を行った住居のほか配偶者等が契約をしている住居が含まれるものであること。
- 2 通知の記3に記載する「適切な住居がない場合」とは、借家等がない場合のほか、地域の一般的な住宅環境と比較し、建物の傷み等のために居住することに支障が生じるなど、居住する適切な借家等がない場合や、居住しようとする人員に適した規模、広さの借家等がない場合をいう。
- 3 異動等による移転に採用による移転は含まれない。
- 4 特に市町村教育委員会(県立学校にあっては学校長)が認める場合であっても、基本は中学校区に限られるので、中学校区外に居住する場合にあっても中学校区の最寄の借家等への居住が原則となること。
- 5 異動等による移転（職員が学校若しくは共同調理場を異にして異動し当該異動に伴って住居を移転した場合又は職場の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合）後に更に移転をする場合にあっては、その移転がやむを得ない場合に限り継続して支給できるものとし、自己都合による移転については原則として支給することができないこと。
移転がやむを得ない場合とは、借家等の修繕により転居を行う必要がある場合、災害等により借家等の転居を行う必要がある場合等をいうものであること。